

議会のあり方調査特別委員会 記録	
開会年月日	令和4年11月28日
開会時刻	午後0時01分
閉会時刻	午後0時31分
出席委員名	◎福井輝夫 ○楠木宏彦 三野泰嗣 川口 浩 大西要一
	宮崎 誠 久保 真 中村 功 井村貴志 上村和生
	北村 勝 鈴木豊司 野崎隆太 吉井詩子 野口佳子
	岡田善行 辻 孝記 吉岡勝裕 品川幸久 藤原清史
	浜口和久 宿 典泰
	(世古 明議長)
欠席委員名	西山則夫
署名者	三野泰嗣 川口 浩
担当書記	奥野進司
審査案件	1 伊勢市議会基本条例の検証について
	2 伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正について
	3 SNS・ホームページについて
	4 予算・決算審査の振り返りについて《報告案件》
	5 これまでの協議の経過について《報告案件》
説明員	

開会 午後0時01分

◎福井輝夫委員長

ただいまから、議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は21名でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市議会基本条例の検証について」、「伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正について」、「伊勢市議会公式SNSについて」、「予算・決算審査の振り返りについて」、及び「これまでの協議の経過について」でございます。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者は委員長において三野委員、川口委員の御兩名を指名いたします。

【伊勢市議会基本条例の検証について】

◎福井輝夫委員長

それでは、「伊勢市議会基本条例の検証について」を議題といたします。

政策等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いします。

鈴木会長。

○鈴木豊司政策等検討分科会会長

それでは、政策等検討分科会から、伊勢市議会基本条例の検証結果につきまして御報告申し上げます。

議会基本条例の検証は、令和4年3月16日の政策等検討分科会で検証手順を協議し、「議会基本条例評価・検証シート」を作成のうえ、評価、検証を進めることを確認いたしました。

その後、7月14日、25日及び11月2日の3日間で検証を行っておりますので、お手元の「議会基本条例評価・検証シート」に沿って報告をさせていただきます。

今回の検証は、前文及び全26条の27項目を対象にして、適切に運用されている条項をA評価、さらなる取組を必要とする条項をB評価、今回の評価には当てはまりませんが、議員自身で評価すべき内容のものをC評価、評価の必要性がないものをD評価ということで表示をいたしております。

始めに、議員自身で評価すべきC評価は、第8条の「会派」及び第22条の「議員の倫理」の2項目、評価の必要性がないD評価につきましては、「前文」及び第1条の「目的」の2項目となっております。

次に、適切に運用されておりますA評価は、13項目ございまして、第5条「議長の責務と役割」、第10条「請願及び陳情」、第11条「議員の定数」、第12条「議員報酬」、第13条「議会と市長等との関係」、第14条「法第96条第2項の議決事件」、第15条「定例会の回数及び会期」、第16条「予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請」、第18条「政務活動」、第19条「議員研修」、第20条「議会改革への取組」、第24条「議会図書室」、第26条「見直し手続」の13項目となっております。

次に、さらなる取組を必要とするB評価は10項目ございしますが、B評価につきましては、

個々に御説明を申し上げたいと存じます。

まず、第2条「議会の活動原則」では、市民に開かれた議会、市民の多様な意見の市政への反映、政策立案、政策提言に対する積極的な取組が規定されておりますが、市民の意見聴取、議員間の自由討議に少し弱い部分があり、また、政策立案及び政策提言の実績がないことから、さらなる取組を必要としております。

第3条「議員の活動原則」では、議員相互間の自由な討議、市民の代表者としてのふさわしい活動の推進などが規定されておりますが、議員間の自由討議の実施について、十分であるかとの疑問が残りますことから、さらなる取組を必要としております。

第4条「議会の役割」では、議会の議決責任、行政活動の監視、政策立案が規定されておりますが、政策立案の実績がないことから、さらなる取組を必要としております。

第6条「政策立案及び政策提言」では、政策水準の向上を図るために、政策立案、政策提言を行うことを定めておりますが、第2条の「議会の活動原則」及び、第4条の「議会の役割」と同様に、政策立案の実績がないことから、さらなる取組を必要としております。

第7条「大規模災害時の議会の対応」では、大規模災害へ向けた議会の体制整備と対応について定めております。取組状況としましては、今日までに、大規模災害には遭遇しておりませんが、議会BCP活動の一端として、新型コロナウイルス対策会議を設置して市民との対話、市長への要望活動を行っておりますことから、評価できるものと判断いたします。

しかしながら、学校でのマスク着用などについて、学校間でのばらつきが見受けられたことから、行政への指導に対し、議会としてももう少し働きかける必要があったのではないかと反省から、さらなる取組を必要としております。

第9条「市民参加及び市民との連携」では、会議の原則公開、情報公開の徹底、市民に対する説明責任、市民からの政策提案の機会の拡大などが規定されておりますが、議会の公開や、情報の公開に関しましては問題はないものの、政策提案の機会の拡大、専門的知見の活用などの事例がないことから、さらなる取組を必要としております。

次に、第17条「委員会」では、常任委員会及び特別委員会での専門的・具体的な審査や、常任委員会での積極的な継続調査事項の設定について定めてられております。常任委員会では、委員会の特性を生かした審査が行われているとともに、積極的な継続調査事項を設定していることから、適正に運用されているということで確認しておりますが、予算・決算特別委員会におきましては、全員参加を評価する意見が多い反面、分科会方式について、専門的、具体的な議論が行われておらず、再検討を望むとの意見がありましたことから、さらなる取組を必要としております。

第21条「広報・広聴機能の充実」につきましては、市民への情報の提供、市民の意識の把握、広報広聴に係る特別委員会の設置などについて定めております。取組状況としましては、令和3年12月に広報検討分科会及び広聴検討分科会を統合し、広報広聴検討分科会として機能強化を図ったところではありますが、市民からの意見聴取という点において、取組が弱いとの意見があり、さらなる取組を必要としております。

第23条「議会事務局」では、議会事務局の機能強化、組織体制の整備について定めておりますが、事務局職員の増員や、プロパー職員の配置など、議会事務局の強化という点において十分な議論が尽くされておらず、実績も伴っていないことから、さらなる取組を必

要としております。

最後に、第25条「他の条例との関係」では、議会に関する条例等を制定、改廃する際の議会基本条例との整合性を図ることを規定しております。令和3年10月に政策立案、政策提言の法的根拠を議会基本条例に置くため条例を改正しておりますが、その際、議会基本条例逐条解説の改正が滞っていたこと、また、議員定数の変更、議会のあり方調査特別委員会における広報広聴機能の強化の際にも修正がなされていない状況に鑑み、さらなる取組を必要としております。

以上10項目が、さらなる取組を必要とするB評価の項目でございます。

次に、評価・検証シート右端の条文改正の必要性でございます。

これにつきましては、各条項全てにおきまして、現時点では、見直すべきところはないとの判断をしておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上が、伊勢市議会基本条例の検証結果でございます。何とぞよろしく御協議の上、御了承賜りますようお願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいま鈴木会長から御説明をいただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、お諮りいたします。

「伊勢市議会基本条例の検証について」は、政策等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正について】

◎福井輝夫委員長

次に、「伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正について」を議題といたします。

政策等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いします。

鈴木会長。

〔野崎委員入場〕

○鈴木豊司政策等検討分科会会長

それでは、「伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正」につきまして、御説明申し上げます。

先ほど、議会基本条例の検証の中の第25条でも触れさせていただきましたが、議会基本

条例の改正に伴う修正、議員定数の改正及び議会のあり方調査特別委員会での広報・広聴機能の強化に際しての修正がなされておられませんので、今回、御提案を申し上げます。

資料2「伊勢市議会基本条例【逐条解説】新旧対照表」を御覧になっていただきたいと思っております。

逐条解説は、議会基本条例の条文を四角で囲み記載をし、その下に解説を設けておりました。改正前と改正後のアンダーラインの部分が、今回の修正案となります。

始めに、第2条「議会の活動原則」では、第4号として、「市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。」を追加し、解説におきましても同様に、説明文を加えております。

次に、改正後の第6条では、政策立案、政策提言の法的根拠を議会基本条例に置くため、新たに、「議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、政策条例の提案、決議等の政策立案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。」との規定を追加したものでございます。

また、解説におきましては、その条文を説明しております。

なお、新たに第6条として1条追加したことにより、改正前の第6条以降の条項につきましては、1条ずつ繰下げになっておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、2ページ、第8条の「会派」では、条文並びに解説の双方におきまして、会派の意思表示に、会派間での合意形成に努めるものとする旨の規定を加えております。

次に、3ページになりますが、第11条「議員の定数」では、令和2年9月定例会におきまして議員定数条例が改正され、令和3年の改選時から議員定数を26人から24人に改めているため、解説において修正を加えたものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

第21条「広報広聴機能の充実」では、昨年の12月になりますが、議会のあり方調査特別委員会において広報広聴機能の充実が図られ、広報検討分科会と広聴検討分科会を統合し、新たに広報広聴検討分科会が設置されたことに伴い、解説の部分での修正を行っております。

次に、第23条「議会事務局」でございます。

先の条例改正では、議会事務局に対し、議員の政策の形成、立案を補助する組織として、調査及び法務機能の充実、強化に努めるとされていたものを、政策立案能力の向上、議会活動の円滑化、効率化を図るため、調査及び法務機能の充実強化と組織体制の整備に努めるということに改正をしているため、条文及び解説の整備を行うものでございます。

最後、6ページの「附則」におきましては、改正条例の公布、施行の状況を追記したものでございます。

以上が、「伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正について」の説明でございます。よろしく御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

ただいま鈴木会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、お諮りいたします。

「伊勢市議会基本条例【逐条解説】の改正について」は、政策等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【伊勢市議会公式SNSについて】

◎福井輝夫委員長

次に、「伊勢市議会公式SNSについて」を議題といたします。

議会ICT検討分科会、北村会長から報告をお願いします。

北村会長。

○北村 勝 議会ICT検討分科会会長

それでは議会ICT検討分科会から、「伊勢市議会公式SNSについて」御説明を申し上げます。

本件につきましては、議会ICT検討分科会を4月20日、6月9日及び10月24日に協議を行いました。

4月20日の会議におきまして、伊勢市議会公式SNSの開設について諮ったところ、「議会としてSNSをすることはよいことである」との肯定的な意見が出た一方で、「フォロワー数を延ばしていくことは難しい」との否定的な意見が出て、各会派へ持ち帰りとなりました。

6月9日の会議では、本分科会に参加していない会派の意見も含めた上で協議を行いました。そこでの主な意見としては、「ホームページの内容と同じものしか出せない可能性がある」、「SNSに関しては、誰が管理するのかという責任の問題があるので、すぐやるべきではない」と、そういった否定的な意見が多かったことがあり、10月24日の会議におきまして「現段階では伊勢市議会公式SNSの開設につきましては、見送りとさせていただきたい。ただ、今後の開設の可能性を完全になくしてしまうのではなく、議会として気運が高まった場合には改めて検討してはどうか」といった提案したところ、特に異議なく、確認をいたしましたので、全体会に御提案申し上げるものでございます。

以上、「伊勢市議会公式SNSについて」の説明とさせていただきます。

全体会におかれましても、御決定いただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎福井輝夫委員長

ただいま北村会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、お諮りいたします。

「伊勢市議会公式SNSについて」は、ICT検討分科会、北村会長からの説明のとおり決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【予算・決算審査の振り返りについて《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

次に、報告案件に入ります。

「予算・決算審査の振り返りについて」を議題といたします。

政策等検討分科会、鈴木会長から報告をお願いします。

鈴木会長。

○鈴木豊司政策等検討分科会会長

それでは、「予算・決算審査の振り返り」につきまして、御報告を申し上げます。

令和4年度の予算審査及び令和3年度の決算審査につきましては、3月定例会におきまして予算特別委員会を、9月定例会におきまして決算特別委員会を設置し、総務政策分科会、教育民生分科会及び産業建設分科会の各分科会で、慎重かつ熱心な審査が行われております。

私ども政策等検討分科会では、予算・決算の審査の状況につきまして、3月16日、7月25日及び11月2日の3日間にわたり、振り返りを行ってまいりましたので、その結果につきまして報告をさせていただきます。

資料3「予算・決算審査の振り返りについて」を御覧いただきたいと思います。

まず、分科会方式を評価する意見、これは多数意見となりますが、全議員が参加することができ、かつ、専門的・効果的な審査を行うことができている。限られた委員で構成する特別委員会の形よりも、常任委員会の専門性を持って審査する分科会方式が望ましいとする意見がございました。

一方、その他の方式での審査を望む意見としましては、常任委員会の範囲では、議論不足が生じるため、全ての議員がより広い視野をもって市政を見直す必要があり、現在の分科会方式を改めることを望む。大きく、深い議論を展開するため、11名程度の特別委員会の設置を望む。議員一人一人が市民の意見を的確に把握し、市政全体を眺めることができるよう、役選時に予算特別委員会、決算特別委員会のいずれかに所属することを決める2グループ方式の採用を望むとの意見がございましたので、御報告申し上げます。

何とぞよろしく御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

◎福井輝夫委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、政策等検討分科会、鈴木会長から報告のありました「予算・決算審査の振り返りについて」は、この程度で終わります。

【これまでの協議の経過について《報告案件》】

◎福井輝夫委員長

次に、「これまでの協議の経過について」を議題といたします。
各分科会から報告をお願いします。
始めに、広報広聴検討分科会、上村会長から報告をお願いします。
上村会長。

○上村和生広報広聴検討分科会会長

それでは、広報広聴検討分科会の「これまでの協議の経過について」御報告申し上げます。

私ども広報広聴検討分科会の検討項目は、市議会だより、高校生議会、議会報告会、意見交換会、議会アンケート、議会放送、その他広報広聴に関することとあります。

本日は検討項目のうち、例年11月に実施しております議会報告会、意見交換会につきまして御報告申し上げます。

議会報告会、意見交換会につきましては、年度当初に地域へ出向き、意見交換を中心に実施していくことを決定しておりました。

しかしながら、詳細を決定していく段階で、新型コロナウイルスの感染拡大があり、参加を呼びかけにくい状況でしたので、開催時期を年明けの1月下旬から2月上旬頃にずらして実施できないか協議を重ねましたが、今後の議会スケジュール等を鑑み、令和4年度の議会報告会、意見交換会につきましては、実施を見送ることとし、令和5年度以降の実施に向けて、引き続き協議していくことを決定いたしましたので、御報告申し上げます。

以上、広報広聴検討分科会から「これまでの協議の経過について」の報告とさせていただきます。

◎福井輝夫委員長

ただいま上村会長から御報告をいただきましたが、このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、広報広聴検討分科会、上村会長からの報告にありました「これまでの協議の経過について」はこの程度で終わります。

次に、議会ICT検討分科会、北村会長から報告をお願いします。

北村会長。

○北村 勝議会ICT検討分科会会長

議会ICT検討分科会から、「これまでの協議の経過について」御報告申し上げます。

議会ICT検討分科会を1月27日、4月20日、6月9日及び10月24日に開会し、先ほど御提案いたしました「伊勢市議会公式SNSについて」を含む「議会におけるペーパーレス化」、「議会のデジタルデバインド対策」、「オンライン会議」について協議を行っております。

「議会におけるペーパーレス化」については、現在、ペーパーレス化が済んでいるものもあるものに加え、議案、委員会資料等をペーパーレス化していくために議論を進めています。現在、来年の6月を目途にスケジュール案を作成しております。スケジュール案が固まりましたら、改めて御提案いたしたいと考えております。

また、ペーパーレス化には議会のデジタルデバインド対策が不可欠であることから、議会ICT検討分科会において、デジタルデバインドに係るアンケートの実施について協議、決定し、全議員を対象にメールでアンケートを実施いたしました。このアンケートにより、議会で活用中のグーグルサービスについて、「分からない」、「できない」と回答された方については議会事務局にサポートをしてもらっております。

「オンライン会議について」は、現在、議会運営委員会におきまして、オンライン会議が行えるよう条例等整備が進められています。今後、オンライン会議が必要となった場合に備えて実施しておく必要があるため、議会ICT検討分科会におきまして、オンライン会議の接続テストの実施について協議、決定し、11月24日に実施いたしました。今回は各会派から接続テストを実施いたしました。今回は御自宅等からの接続を予定しております。

以上、議会ICT検討分科会からの報告とさせていただきます。

◎福井輝夫委員長

ただいま北村会長から御報告をいただきましたが、このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎福井輝夫委員長

御発言のないようですので、議会ICT検討分科会、北村会長から報告のありました「これまでの協議の経過について」はこの程度で終わります。

本日御協議いただきます案件は終わりました。

これをもちまして議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時31分

上記署名する。

令和4年11月28日

委員長

委員

委員